

九州運輸局メールマガジン

平成22年4月22日 第79号（発行日：毎週木曜日）

～九州の明日を拓く運輸と観光～

九州運輸局HPアドレス <http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/>

九州運輸局メールマガジンをご覧いただき誠にありがとうございます。

来週は、4月28日（水）に配信いたします。

目次

- 1 九州運輸局ホームページアップ情報（4月15日～4月21日掲載分）
 - プレス発表
 - 入札・契約情報
 - 観光
 - バス・タクシー・トラック
- 2 お知らせ
- 3 九州の運輸
- 4 九州運輸局セミナー
 - 船舶を運航するための免許について
- 5 リレーコラム【鹿児島運輸支局次長 牛嶋 賢一】

【九州運輸局ホームページアップ情報】（4月15日～4月21日掲載分）

プレス発表

《海事》

・499 総トン型SESケミカルタンカーの進水について（4月21日発表）

<http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/press/pdf/220421.pdf>

・749 総トン型SESセメント運搬船の進水について（4月21日発表）

http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/press/pdf/220421_2.pdf

・「2010 海へのチャレンジフェア in FUKUOKA」参加事業者の募集
について（4月21日発表）

http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/press/pdf/220421_3.pdf

入札・契約情報

- ・企画競争実施予定情報

http://wwwtb.ml.it.go.jp/kyushu/nyusatsu/pdf/koukyou/kikakukyousou_100416.pdf

- ・物品・役務入札公示

http://wwwtb.ml.it.go.jp/kyushu/nyusatsu/list.html#BUPPIN_CHOTATSU

観光

- ・観光立国の実現に向けた九州官民協議会

<http://wwwtb.ml.it.go.jp/kyushu/gyoumu/kikaku/file09.html>

バス・タクシー・トラック

- ・特定事業計画の認定申請書

http://wwwtb.ml.it.go.jp/kyushu/gyoumu/jidousya_k/file19.htm

- ・バスの申請公示状況

http://wwwtb.ml.it.go.jp/kyushu/gyoumu/ji_bu_ka/bus/k_220421.pdf

- ・タクシーの申請公示状況

http://wwwtb.ml.it.go.jp/kyushu/gyoumu/ji_bu_ka/taxi/K_220421.pdf

【お知らせ】

平成21年度チャイルドシートアセスメント結果について

http://www.ml.it.go.jp/report/press/jidosha08_hh_000550.html

平成22年度運行管理者等基礎講習の開催について

<http://wwwtb.ml.it.go.jp/kyushu/osirase/files/220416-2.pdf>

平成21年度運行管理者試験について

<http://wwwtb.ml.it.go.jp/kyushu/osirase/files/220416-1.pdf>

「2010 海へのチャレンジフェア in FUKUOKA」参加事業者の募集
(面接会申込票)について

http://wwwtb.ml.it.go.jp/kyushu/osirase/files/osirase220421_3.xls

【九州の運輸】

・2010年1月号

http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/kyushuunyu/pdf/22_1.pdf

【九州運輸局セミナー】

船舶を運航するための免許について

自動車運転免許については皆さんご存じのことと思いますが、船舶を運航するための免許についてご存じでしょうか。

船舶の免許には、大型船舶用（総トン数20トン以上）と小型船舶用（総トン数20トン未満）があり、大型船舶用の免許を「海技免状」、小型船舶用の免許を「小型船舶操縦免許証」といいます。

「海技免状」には、船舶の操船等を行うのに必要な航海士用の免状、機関の運転・操作を行うのに必要な機関士用の免状、通信業務を行うのに必要な通信士用の免状がありますが、それぞれにグレードがあり、船舶の大きさや航行する区域・エンジンの出力等に応じた海技免状が必要となります。

海技免状を取得するためには国土交通省が行う海技士国家試験を受験し、筆記試験・身体検査・口述試験に合格することが必要となりますが、大型の船舶についてはその専門的な知識や経験が必要なため、船舶に乗船していた履歴が受験資格として必要となっています。

つぎに「小型船舶操縦免許証」についてですが、免許証の種類として、プレジャーボート等の船舶を操縦できる「1級」及び「2級」の免許と水上オートバイを操縦できる「特殊」免許の3種類があります。

「1級」と「2級」については航行できる区域で区分されますが、小型旅客船等の旅客を乗せて船舶を操縦する場合には、さらに「特定」の資格が必要となります。

小型船舶操縦免許証を取得する場合も、国土交通大臣が指定した試験機関が実施する国家試験を受験することが必要ですが、「登録小型船舶教習所」において

講習を受講すれば、学科試験と実技試験が免除され、身体検査のみ受験することとなります。

海技資格課においては、毎年度4回定期的に行われる大型「海技免状」の定期試験や臨時的に行われる臨時試験において、試験申請の受付や合格した受験生への海技免状の交付業務を行っており、また、小型船舶操縦免許試験において合格した受験生に対しても、小型船舶操縦免許証の交付を行っています。

最近のマリンレジャーは「海の駅」が逐次整備され、益々盛んになってきています。

皆様も是非免許を取得し、海に親しんでみてはいかがでしょうか。

(海上安全環境部海技資格課)

【リレーコラム】

昨年12月、企画観光部次長としてリレーコラムに鹿児島県の指宿温泉の「平成版IT湯治」について掲載したところ、今年の4月に鹿児島勤務となりました。

私は、福岡出身ですが縁あって鹿児島勤務が3度目となりました、1度目は昭和から平成になったバブル景気のころに4年間、2度目は4年前に2年間勤務しました。この2度の勤務ですっかり鹿児島ファンとなり、今回また、鹿児島に勤務できることを大変喜びとしています。

鹿児島で最初にお知らせしたいことは、鹿児島のシンボルの一つ「桜島(さくらじま)」です。

桜島は、鹿児島県の錦江湾にある東西約12km、南北約10kmの半島。かつては文字通り島でしたが大正3年の噴火により大隅半島と陸続きとなったものです。

御岳(おんたけ)と呼ばれる活火山によって形成され、頻繁に噴火を繰り返してきた歴史を持ち、現在も噴火を続けています。海の中にそびえるその山容は特に異彩を放っています。

1度目の鹿児島勤務では、活発に活動する桜島が「ドーン」と噴火するたびに家族そろって桜島を眺めていました。しかし、その後にまき散らす火山灰の処理は大変でした。

次に鹿児島での楽しみは、温泉(銭湯)に毎日入れることです。

鹿児島市は、県庁所在地としては、泉源の数が全国一位で“温泉天国”と言われています。

「風呂入け行っが(ふろいけいっが)」「銭湯 温泉 に行こう」鹿児島の温泉好きの間で交わされる言葉です。温泉が銭湯として暮らしに根付いている鹿児島。まちの温泉は、古くからの常連客も多く、地元の人々が集う交流の場でもあります。鹿児島のまちで銭湯を見つけたら、是非、手ぶらでふらりとお立ち寄りください。入浴料360円で旅の疲れを癒やし、訪れた場所の暮らしを感じる、ほかで

は味わえない、あたたかい温泉文化に出逢えます。

もう一つお知らせしたいのが、前回もリレーコラムに掲載しました「いぶすき天然砂むし温泉」です。

指宿火山群の高温地熱で温められた砂を利用しているのが天然砂むし温泉で、国内はおろか世界でも類をみないものです。そして、入浴効用について、医学医療の分野からメスが入り神経痛・リウマチ・腰痛・五十肩などを伴う疾患への有効性が、実証されました。

通常天然砂むし温泉は、15名収容できる常設されたマスの中に入浴しますが、天候や潮の具合により波打ち際の砂浜を利用するチャンスに恵まれることがあります。

私も赴任早速入浴しましたところ、運が良いのか波打ち際の砂浜で入浴することができ、心地よい風に吹かれ天然砂むし温泉を満喫することができました。

どうです？ かごしまで温泉(銭湯)や天然砂むし温泉を楽しんでみませんか

(鹿児島運輸支局 次長 牛嶋 賢一)

【編集長だより】

皆様のお知りになりたい情報・ご意見・ご要望等をお聞かせください。

編集部ではできる限りご要望にお応えしたいと思います。

下記のメール又はファックスからお気軽にご連絡ください。

九州運輸局メールマガジン編集長(九州運輸局総務部広報対策官)

藤原 寿男(ふじわら としお)

mail : mm-kyushu@qst.mlit.go.jp

Tel : 092-472-2312 Fax : 092-471-7192

バックナンバーは、次の URL に掲載しています。

http://wwwtb.mlit.go.jp/kyushu/mail_magazine/top.html